

## 万一、事故が発生した場合

### 〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

### 〈示談にあたって〉

サイバーセキュリティ保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24  
受付センター

事故の  
場合は

事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または右記までご連絡ください。

24時間・365日受付  
**0120-985-024** (無料) ※IP電話からは0276-90-8852 (有料)におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。



### 事故発生時の 専門業者 紹介サービス

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。  
(注1)このサービスは、専門業者をご紹介しますものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。  
(注2)貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。

### ご注意いただきたいこと

#### 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### 保険料の確定精算について

この保険契約は年間の見込みの売上高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間(ご契約期間)終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただきます。  
(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りましたまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。  
(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

- このパンフレットは「サイバーセキュリティ保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明-注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

- 「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL:03-5424-0101(大代表)  
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(171201) (2017年10月承認) GA17C010529 (33-435) [DK99]

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

全力 サポート  
宣言

企業をとりまくさまざまな  
サイバーリスクに備えたい方に

事業用

サイバーセキュリティ保険

平成30年1月以降保険始期用

# サイバーセキュリティ保険

情報の漏えいや不正アクセス、データの改ざんなど  
企業をとりまくサイバーリスクを総合的に補償します。

# サイバーセキュリティ保険

## 情報の漏えいやIT事故発生時に 貴社に求められる各種対応をバックアップします。

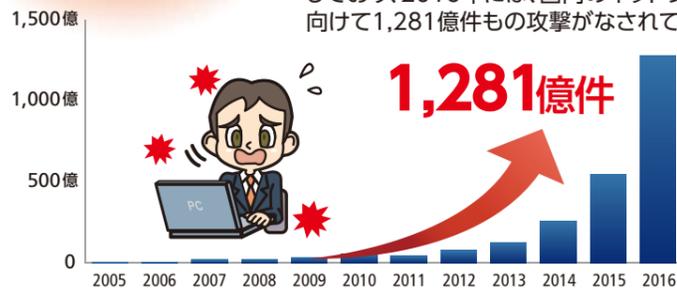
サーバーやパソコンなどのコンピュータシステム  
サイバー攻撃は近年急増・進化しており、いつ貴

社に対しネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取・改ざんなどを行う  
社のセキュリティが突破されるとも限りません。

### 高まる サイバーリスク

#### サイバー攻撃件数は急増

しており、2016年には、国内のネットワークに向けて1,281億件の攻撃がなされています。



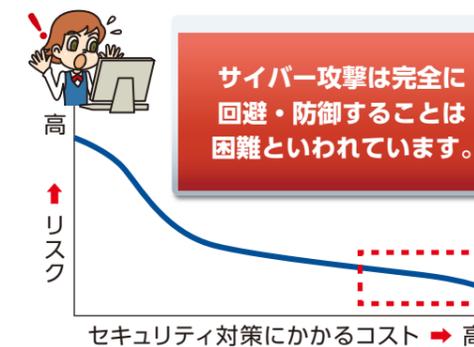
【参考】国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT) への新聞の取材記事に基づき作成

### サイバー攻撃の 実態

情報の電子化やIoT (Internet of Things) の普及などIT技術の革新によって、管理するデータの量はますます増え、攻撃対象もさらに拡大すると考えられています。

これらの膨大なデータを守るためにはセキュリティ対策の強化が必須ですが、性能を向上させるほど費用が高額になることから段階的に導入を見合わせる企業も多くなっています。

また、防御性能をどこまで高めても、サイバー攻撃はその隙を突いて次々と仕掛けられ、**万全に防ぐことができません。**



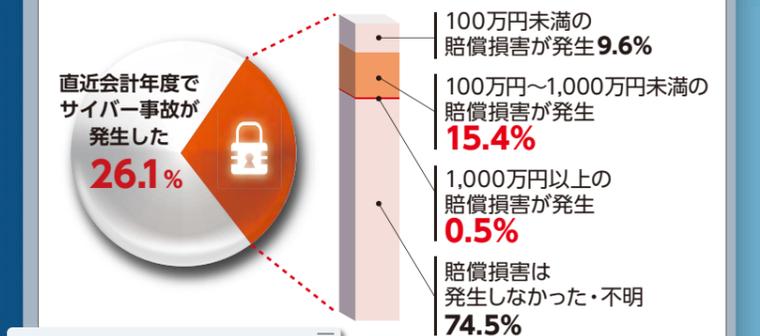
規模が大きく、大量の情報を持っている企業ばかりが必ずしもターゲットには限りません。サイバー攻撃を仕掛けるうえで重要なポイントは、セキュリティレベルの高さです。

**企業規模に関わらず脆弱性のあるシステムが狙われるケースが多発しています。**



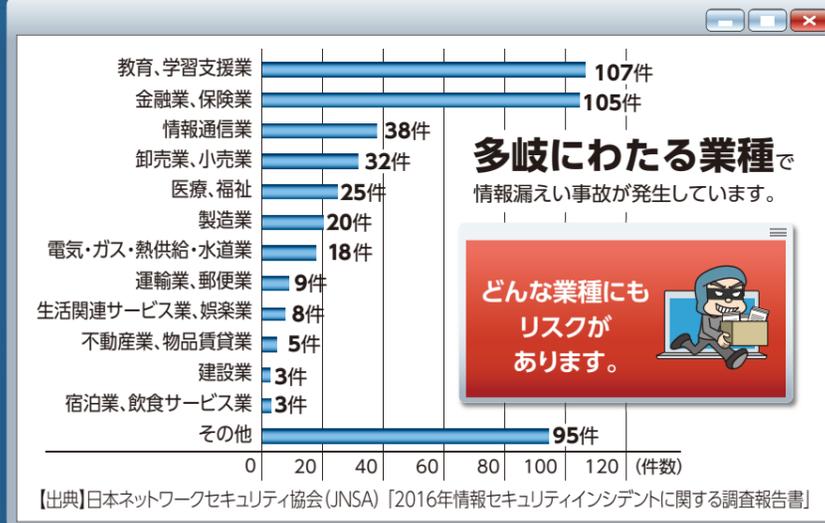
### サイバー攻撃による被害

2014年に発生した過去最大規模の情報漏えい事件では**260億円**を超える損失が発生し、事件後の顧客離れも深刻化していると言われています。情報処理推進機構 (IPA) の調査に対し、ウイルス感染やサイバー攻撃等による被害が「発生した」と回答した企業は全体の4分の1にあたる**26.1%**で、このうち「取引先や顧客等に対する損害賠償の被害額」が100万円以上であったと回答した企業は15.9%です。



**1,000万円以上の賠償損害を被るケースもあります。**

【出典】情報処理推進機構 (IPA) 「企業のCISOやCSIRTに関する実態調査2017 調査報告書」



攻撃の目的・動機は、主に以下に大別されると考えられています。

- 金銭的利得
- 組織活動の妨害
- 能力の誇示
- いたづら

# サイバーリスクへの対応

多様化するサイバーリスクの脅威に対応できる保険の選択が求められています。



サイバー攻撃の手口 **1** は飛躍的なスピードで複雑化・巧妙化しており、攻撃のパターンも侵入経路もさまざまです!



## 攻撃

## 侵入

## 事故発生

## 費用発生

攻撃されたことがすぐにわかるものも、その場で見た目にはわからないものがあり、調査の結果あとから判明する場合があります。

取引先企業になりましたメールが社内端末に届いた



自社のホームページにマルウェアを埋め込まれた



サーバーが不正アクセスを受けた



**DANGER**

今後も新しい形態のサイバー攻撃が次々と発生すると想定されます。

### 情報の漏えいまたはそのおそれリスク

**個人情報・企業情報・マイナンバー・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレス・暗証番号等の情報漏えい事故**

— 取引先を装って送信されたメールの添付ファイルを開いたところ、ダウンロードしたファイルにマルウェアが仕掛けられており、パソコンが感染! 顧客情報が格納されたサーバーに侵入された形跡があることが判明した!



— サーバーが不正アクセスを受け顧客のクレジットカード情報が漏えい! 加盟店規約に基づいてクレジットカード会社から再発行等の手続きにかかった費用を求償された!



**他社が管理する情報の漏えい起因して責任を問われるリスク**

— 自身の端末の感染に気付かず、取引先へメールを送信。取引先のサーバーにマルウェアが侵入し、さらに他社の情報が漏えいしてしまった!



**サイバー攻撃 **2** によらない外部記憶媒体等の持ち出し・紛失、メール等の誤送信による漏えい事故**

— 電車で移動中に置ききりにあい、顧客情報の入った鞆を紛失してしまった!



— メール宛先を誤り、取引先企業とやりとりしていた情報が他社に流出してしまった!



### 他人の業務の阻害リスク

**自社の業務停止による他社への影響**

— システムの脆弱性を狙われて攻撃を受けた自社のサーバーがダウンし、ネットワークが使用不能になってしまった。取引に大幅な遅延が発生し、業務に支障が出たとして取引先から訴えられた!



**他社への攻撃に利用されるリスク**

— 自社の端末がいつのまにか他社へのD-DOS攻撃に利用された。管理体制に問題があったとして訴えられた!



**他社のネットワークやデータ・プログラムへの影響**

— 自社から送信したメールが原因で、取引先企業のシステムをマルウェアに感染させてしまった。後日、取引先企業が中断したネットワークを復旧させるのにかかった費用を請求された!



— 取引先に外部記憶媒体を持ち込んで資料を開いたところ、ファイルにマルウェアが仕掛けられており、取引先に感染を拡大! 重要なデータが損壊したとして損害賠償請求された!



### サイバー攻撃に起因する対人・対物事故リスク

**自社の端末やIoT **3** 機器の脆弱性を狙った攻撃**

— 商業ビルのスプリンクラーシステムがサイバー攻撃により誤作動を起こし、散水した。テナント

の商品を汚損したとして損害賠償請求された!



— サイバー攻撃による停電で、エスカレーターが急停止してしまい、来場者が転んでケガをした。



たとえば、以下のような対応に伴い費用が発生します。

### 事故の発生

#### 各種調査の実施

●サイバー攻撃を受けている旨の報告を受けて状況確認・調査を実施



●事故の原因、被害範囲を調査



●行政機関による取り調べへの対応



#### 専門家への委託・相談

●弁護士等への法律相談



●コンサルティング会社へ相談



●ネット炎上・風評被害等の拡大を防止するための措置



#### 復旧作業・再発防止

●従業員等の超過勤務



●損傷したサーバーの修理および代替品の手配



●信頼回復のため管理体制を見直し、認証取得



#### 被害者への対応

●社告・会見による事故状況の説明



●問い合わせへの対応のため、コールセンターを設置



●事故の被害者に対する見舞品の購入および文書作成、発送



### 賠償事故発生時の対応

賠償事故に発展すれば、さらなる損失拡大につながるリスクが高まります。風評被害等を防ぐためにも、できるかぎりの対応を早急に行うことが肝要です。



### 1 攻撃の手口

上図は数ある手口の中のほんの一部です。攻撃形態は今後もさらに複雑化し、種類も増加が見込まれます。

攻撃の種類

不正アクセス	本来アクセス権を持たない者がインターネットを経由して、サーバーや情報システムの内部へ侵入する行為
マルウェア	コンピュータウイルス等の総称で、他人のプログラムやデータベースに被害を及ぼすよう意図的に作られたプログラム
標的型攻撃	重要な情報入手するために特定の企業や組織を狙って行われる一連の攻撃
D-DOS攻撃	標的となるサーバーやコンピュータに対して、複数のマシンから大量の処理負荷を与えて機能停止状態に追い込む攻撃
ゼロデイ攻撃	ソフトウェアの脆弱性が発見されてから、開発者によって修正プログラムなどの対策が提供される前に、その脆弱性を攻略する攻撃
パスワードリスト攻撃	不正入手したアカウント情報を用いてログインを試みる攻撃手法で、IDやパスワードを使い回している利用者が被害に遭う

### 2 サイバー攻撃

事業者が所有、使用または管理する情報システムに対する次の行為をいいます。  
①不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条(定義)第4項に規定する行為  
その他の不正な手段によりユーザー以外の者が行うアクセスまたはユーザーが行う権限外のアクセス  
②DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または阻害行為  
③マルウェアその他の不正なプログラムの送付、インストールまたは実行

### 3 IoT(Internet of Things)

さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報の交換が行われることをいいます。センサーがキャッチした情報の集積や、遠隔からのモノの操作が可能となり、生活の利便性向上・改善や、ビジネスの創出が期待されている一方で、サイバー攻撃の経路拡大が危惧されています。

# 賠償損害・費用損害への補償

「情報の漏えいまたはそのおそれ<sup>4</sup>」や「IT事故<sup>5</sup>」などによって賠償損害および費用損害が発生してしまったときに保険金をお支払いします。

「ワイド」と「ベーシック」の2つのプランから選択いただけます。お選びいただいたプランに応じてさまざまな費用を補償します<sup>※1</sup>。

## 賠償損害

### ワイドプラン

#### サイバー攻撃に起因する対人・対物事故 おすすめ!

サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の滅失・損傷・汚損・紛失・盗難が発生した場合に補償します。



#### 国外での損害賠償請求<sup>※2</sup> おすすめ!

日本国外で発生した損害賠償請求を補償します。



IT事故のうち、他人が使用することを目的とした情報システムの所有・使用・管理等 (IT業務) に起因する企業のリスクを補償するにはIT業務特約をセットして補償します!

**ワイド・ベーシック  
どちらにもセット可!**

(注) 詳細はP7「オプション補償」をご参照ください。



### ベーシックプラン

#### 情報の漏えいまたはそのおそれ

他人の情報の漏えいまたはそのおそれについて損害賠償請求がなされた場合に補償します。



#### IT事故のうち、自社ホームページ、社内ネットワークの管理、メール送信等に起因する他人の業務の阻害等<sup>※5</sup>

情報システムの所有・使用・管理または電子情報の提供に起因する下記の事故について補償します。

- 他人の業務の阻害
- 他人の電子情報の消失または損壊
- 他人の人格権侵害または著作権侵害
- その他不測かつ突発的な事由による他人の損失



損害賠償金のほか、事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・調停・和解・示談などの対応の費用をお支払いします<sup>※6</sup>。

#### 争訟費用

訴訟にかかった費用等

#### 権利保全行使費用

権利の保全および行使に必要な手続きをするためにかかった費用等

#### 訴訟対応費用<sup>※7</sup>

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



## 費用損害

情報セキュリティ事故が発生した場合に、日本国内・国外で支出した以下の費用を追加でお支払いします!<sup>※3</sup>

#### クレジット情報モニタリング費用

他人のクレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、クレジット情報の不正使用を監視するために支出するモニタリング費用



#### 公的調査対応費用 おすすめ!

行政機関等による公的調査<sup>6</sup>に対応するための費用



#### 情報システム等復旧費用

情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する復旧費用等



#### 被害拡大防止費用

ネットワークの切断およびネット炎上・風評被害等の拡大防止のための費用



#### 再発防止費用 おすすめ!

情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する再発防止費用 (情報システムの廃棄および新規取得費用を除く)



#### サイバー攻撃調査費用<sup>※4</sup> おすすめ!

サイバー攻撃の有無を判断するため、外部機関に依頼した調査費用



情報セキュリティ事故が発生した場合に、日本国内で支出した以下の費用をお支払いします!

#### 事故対応費用

事故の対応のために要した電話・ファクシミリ・郵便等の通信費用およびコールセンター会社への委託費用等



#### 事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因の調査、被害範囲の確定のために要する調査費用



#### 社告宣伝活動費用

謝罪広告・会見等に要した費用および事故再発防止・危機管理改善を行った旨の宣伝・広告費用



#### 法律相談費用

事故の対応の相談に関して、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



#### コンサルティング費用

外部にコンサルティングを委託するために要した費用



#### 見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見舞品購入等の費用



**!** 情報セキュリティ事故とは以下の事由をいいます。ワイドプランとベーシックプランで対象となる事由が異なります。

ワイドプラン	ベーシックプラン
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ (ベーシックプラン)の事由およびこれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃</li> <li>■ サイバー攻撃に起因する対人・対物事故およびこれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃</li> <li>■ 上記以外のその他のサイバー攻撃またはそのおそれ<sup>※4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ</li> <li>■ IT事故 (ユーザー危険)<sup>※5</sup></li> <li>■ IT事故 (IT業務危険)<sup>※5</sup></li> </ul>

- ※1 当社が情報セキュリティ事故の通知を受領した日の翌日から起算して、ワイドプランは1年以内に支出した費用、ベーシックプランは180日以内に支出した費用を補償します。
- ※2 IT業務特約で補償対象となる事由による損害は、補償対象外となります。
- ※3 IT業務特約で補償対象となる事由による費用は、日本国内で支出した費用のみお支払いします。
- ※4 その他のサイバー攻撃またはそのおそれによる情報セキュリティ事故の場合、補償する費用は「サイバー攻撃調査費用」のみに限ります。
- ※5 IT事故には「ユーザー危険」と「IT業務危険」があります。ベーシックプランで補償されるIT事故は「ユーザー危険」のみとなります。「IT業務危険」はIT業務特約をセットして補償します。
- ※6 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。
- ※7 ワイドプランの場合は、日本国外の裁判所に提起または申立てられた場合もお支払いします。

## 用語のご説明

### 4 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃・不正アクセス、従業員の故意、盗難、紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報とはマイナンバーなどの個人情報や企業情報のほか、これらに該当しない住所・氏名・年齢・信用情報・財務情報・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレスなどの情報も含まれます。情報の記憶媒体や所在地は問いません。

### 5 IT事故

情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

### IT事故

- ユーザー危険
  - 情報システムの所有、使用または管理
  - データ・プログラム等の電子情報の提供に起因する他人の業務の阻害等のリスク
- IT業務危険
  - 他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用または管理
  - 他人のためのデータ・プログラム (製品内のものを含みます) の開発・販売等に起因する他人の業務の阻害等のリスク (広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラム等に起因する損害は除く)

### 6 公的調査

公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、応じることが法的に義務付けられるものをいいます (監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含まれません)。

# オプション補償

事業形態やニーズに応じた補償をご用意しています。

## オプション補償

### 情報漏えい限定補償特約※

「情報の漏えいまたはそのおそれ」のみの賠償損害・費用損害を補償します。

※ベーシックプランにセットしていただきます(ワイドプランにセットすることはできません)。



### IT業務特約 (別に定める特約保険料を払い込みいただきます)

他人のネットワークの管理、データ・プログラム(製品内のものを含みます)の開発・販売等に伴い記名被保険者⑦が被る次の損害を補償します。

- ①他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用または管理
  - ②他人のために開発、作成または販売した情報システム、プログラムもしくは電子情報
  - ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムもしくは電子情報
- (注)ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

具体例 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

#### CASE 1

管理・運営しているクラウドサービスを管理上のミスにより停止させてしまった。使用企業より逸失利益が発生したとして、損害賠償請求された。



#### CASE 2

フランチャイズ本部とフランチャイズ加盟店との間で構築しているPOSシステム⑧がサイバー攻撃を受けて停止。データが損壊し、フランチャイズ加盟店より管理上の責任を問われた。



#### CASE 3

開発したソフトウェアに欠陥があり、業務を停止せざるを得なかったとして顧客企業より損害賠償請求された。



#### CASE 4

ゲームソフトウェア業を営んでおり、スマートフォン用アプリを開発。公式ストアに登録し、販売をしたところ、アプリに欠陥が発生した。インストールしたユーザーよりスマートフォン内にあったデータが消失させられたとして、損害賠償請求された。



IT業務以外の事故は、基本契約で補償されます。

- ・公式ホームページにマルウェアが仕掛けられ、ホームページの閲覧者のパソコンがマルウェアに感染。データ消失等の損害について損害賠償請求された。
- ・外部業者にスマートフォン用アプリの開発を委託。公式ストアに登録し、無償で提供したところ、公開したアプリに欠陥があったことが判明。インストールしたユーザーよりスマートフォン内にあった他のデータが消失させられたとして、損害賠償請求された。



### 7 記名被保険者

保険証券および保険申込書の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

### 8 POSシステム

POS(Point of sales)システムとは、商品名・価格・数量・日時などの販売実績情報を収集するためのシステムをいいます。

# ご契約にあたって

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

## 保険料について

### ■保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払い込みいただけますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます※1。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください※2。

【○：選択できます ×：選択できません】

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払※3	大口分割払※4	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○※6	○※6	○
払込票払※5	×	×	○



※1 ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。 ※2 団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。 ※3 保険料割増が適用されます。 ※4 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。 ※5 保険料の額によっては利用できない場合があります。 ※6 初回保険料のみ選択できます。

### ■下限保険料

支払限度額、告知内容等により個々の契約ごとに設定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## ご契約にあたってお読みいただきたいこと

### ■被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

事業者(記名被保険者)およびその役員を被保険者とします。

〈IT業務特約をセットした場合〉  
上記のほか、記名被保険者のすべての販売業者または下請業者およびその役員を含みます。ただし、記名被保険者の業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。

### ■支払限度額と免責金額

次のいずれかの額からお選びください。

	支払限度額	免責金額
賠償責任(基本契約)	1請求・保険期間中につき2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円、6億円、7億円、8億円、9億円、10億円のいずれかの額よりお選びください。	1請求につき0円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円、30万円、50万円、100万円、150万円よりお選びください。
IT業務特約をセットする場合	1請求・保険期間中につき2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円のいずれかの額よりお選びください。	
訴訟対応費用	上記賠償責任(基本契約)の設定額の範囲内で1請求・保険期間中につき1,000万円となります。	
費用(特約)	賠償責任(基本契約)の支払限度額の50%以下を限度として次のいずれかの額よりお選びください。 一連の情報セキュリティ事故・保険期間中につき1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円	0円または10万円よりお選びください。
情報システム等復旧費用	上記費用(特約)の設定額の範囲内で1事故・保険期間中1,000万円となります。	
被害拡大防止費用	上記費用(特約)の設定額の範囲内で1事故・保険期間中1,000万円となります。	同上(上記とは別に縮小支払割合90%が適用されます)
再発防止費用	上記費用(特約)の設定額の範囲内で1事故・保険期間中1,000万円となります。	
サイバー攻撃調査費用	上記費用(特約)の設定額の範囲内で1事故・保険期間中1,000万円となります。	同上(上記とは別に縮小支払割合80%が適用されます)

### ■保険期間

保険期間は、1年間です。



# 補償内容のご説明 ①

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明

### 1 基本契約(包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>記名被保険者※1が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中に被保険者※2に対して、日本国内で損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p><b>(1) 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ</b>  <b>(2) 記名被保険者が行う情報システム※3の所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。</b></p> <p>①他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害                  ②他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊                  ③他人の人格権侵害または著作権侵害                  ④その他不測かつ突発的事由による他人の損失</p> <p>※1 保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。                  ※2 この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。                  ①記名被保険者                  ②記名被保険者の役員                  ただし、②に定めるものについては、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、適用されます。                  ※3 コンピュータ等の機器を中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワークをいいます。</p> <p><b>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b></p> <p>①損害賠償金                  法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、料料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> <p>②争訟費用                  被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等を含みます)によって生じた費用(記名被保険者または記名被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます)で、被保険者が当社の同意を得て支出した費用</p> <p>③権利保全行使費用                  保険金をお支払いする事故が発生した場合に、他人に対する損害賠償の請求をする権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用</p> <p>④訴訟対応費用                  サイバーセキュリティ特約の保険金を支払う場合の規定に定める事由により保険期間中に被保険者に対して日本国内の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限り)として、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益であると当社が認めた費用</p>	<p>(注) 包括職業賠償責任保険普通保険約款およびサイバーセキュリティ特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。</p> <p><b>(1) 共通</b>  <b>【直接である間接であると問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求</li> <li>●地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求</li> <li>●核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</li> <li>●次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態</li> <li>②汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとします。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)の犯罪行為(過失犯を除きます)に起因する損害賠償請求</li> <li>●その行為が法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●その行為が他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求</li> </ul> <p><b>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます)に起因する損害賠償請求</li> <li>●財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます)に対する損害賠償請求</li> <li>●特許権、実用新案権、商標権(サービスマークを含みます)、意匠権、回路配置利用権、育成者権または商号権等の知的財産権(著作権を除きます)の侵害に起因する損害賠償請求</li> <li>●他の被保険者からなされた損害賠償請求</li> <li>●初年度契約の保険期間の開始日において、保険契約者または被保険者が被保険者に対する損害賠償請求がなされる事由が発生したことを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)、その事由に起因する一連の損害賠償請求</li> <li>●初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者(他の被保険者を含みます)に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求</li> <li>●この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</li> <li>●この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</li> <li>●被保険者の故意に起因する損害賠償請求</li> <li>●法令の定めにより、製造または販売が禁止されている物の製造または販売に起因する損害賠償請求</li> <li>●偽りその他不正な手段により取得した情報に起因する損害賠償請求</li> <li>●国または公共機関による法令等の規制により保険金を支払う場合の規定に定める事由が発生したことにより起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任に関する損害賠償請求</li> <li>●被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求</li> <li>●採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求</li> <li>●株主代表訴訟による損害賠償請求</li> <li>●風評被害(企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化を含みます)に起因する損害賠償請求</li> </ul>

包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用                  イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費                  ウ. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用                  エ. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。                  オ. 意見書または鑑定書の作成にかかる費用                  カ. 増設したコピー機の賃借費用</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b>                  1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、訴訟対応費用については1事故・保険期間中1,000万円を限度(内枠)とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{保険金の額} = \text{損害賠償金} + \text{争訟費用} + \text{権利保全行使費用} - \text{賠償責任(基本契約)の免責金額(自己負担額)}</math> </div> <p>(注) 保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。</p> <p>※1 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムに対する次の行為をいいます。                  ①不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条(定義)第4項に規定する行為その他の不正な手段によりユーザー以外の者が行うアクセスまたはユーザーが行う権限外のアクセス                  ②DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または阻害行為                  ③マルウェア※3その他の不正なプログラムの送付、インストールまたは実行</p> <p>※2 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に定める信用保証協会、決済代行会社(割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます)または金融商品取引所(仮想通貨交換業を含みます)を含みます。</p> <p>※3 他人のプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のいずれかに該当する機能を有するものをいいます。                  ①自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能                  ②発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能                  ③プログラム、データ等の情報の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能</p> <p><b>【次のいずれかに該当する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム(記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます)の所有、使用または管理に起因する損害</li> <li>●記名被保険者が他人のために開発、作成または販売した情報システム、プログラムもしくは電子情報に起因する損害</li> <li>●記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムもしくは電子情報に起因する損害</li> </ul> <p><b>(3) ベーシックプラン(固有)</b>  <b>【ベーシックプランの場合にのみ、次に該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、以下の規定は適用されます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本国外においてなされた損害賠償請求、または日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認もしくは執行について日本国内でなされた損害賠償請求</li> </ul>	<p><b>【次のいずれかに該当する費用。なお、被保険者が支出したと否とを問わず、この規定は適用されます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます)</li> <li>●業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用</li> </ul> <p><b>(2) 記名被保険者が行う情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する損害(固有)</b>  <b>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求</li> <li>●履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃※1による場合を除きます。</li> <li>●業務の結果を利用して製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求</li> <li>●人工衛星(これに搭載された無線設備等の機器を含みます)の損壊または故障に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称は問いません)の見積りまたは返還</li> <li>②業務の対価の過大請求</li> <li>③業務の販売または提供の中止もしくは終了または内容の変更</li> <li>④業務の価格または内容の誤案内</li> <li>⑤電子情報によることなく遂行できる業務において、電子情報を用いた場合のその電子情報に記録された内容の過誤</li> </ul> </li> <li>●記名被保険者が金融機関※2に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報システムにおける資金(電子マネー、仮想通貨またはその他これらに類似のものを含みます)の移動</li> <li>②預貯金、株式、債権、金融商品、商品先物、為替等の取引</li> </ul> </li> <li>●記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱または水道もしくは工業用水道の供給・中継の中断または阻害に起因する損害賠償請求                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者</li> <li>②ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者</li> <li>③熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者</li> <li>④水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者</li> </ul> </li> </ul>

### 2 ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容

この特約はベーシックプランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、情報セキュリティ事故※1が発生したことを保険期間中に知った場合(情報セキュリティ事故の発生が確認できない場合であっても、情報セキュリティ事故を理由とする損害賠償請求が保険期間中になされたもしくはそのおそれがある場合を含みます)において、被保険者が措置※2を講じることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※1 次のいずれかの事由をいいます。                  ①【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(1)で保険金の支払対象となる事由                  ②【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(2)で保険金の支払対象となる事由                  ③IT業務特約がセットされている場合に限り、IT業務特約で保険金の支払対象となる事由</p>	<p><b>(【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</b></p> <p><b>【次のいずれかに該当する費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料</li> <li>●金利等資金調達に関する費用</li> </ul>

# 補償内容のご説明 ②

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合							
<p>ただし、前記①の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、</p> <p>ア. 公的機関に対する文書による届出または報告等 イ. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等 ウ. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付</p> <p>※2 情報セキュリティ事故が発生した場合に、その対応のために記名被保険者が講じる必要かつ有益な措置をいいます。ただし、事故解決期間※3内に日本国内において支出した措置に限り、</p> <p>※3 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社がその発生の通知を画面により受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。</p> <p><b>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b></p> <p>①事故対応費用 情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。 ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます） イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費 オ. 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p> <p>②事故原因・被害範囲調査費用 情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、</p> <p>③社告宣伝活動費用 情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための社告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限り、 ア. 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 イ. 事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または社告</p> <p>④法律相談費用 情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいいます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。</p> <p>⑤コンサルティング費用 情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、</p> <p>⑥見舞金・見舞品購入費用 情報セキュリティ事故の被害を直接を受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は除きます）の購入等にかかる費用をいいます。見舞品の額および見舞品の額（見舞品が金券、商品券、プリペイドカード等の場合は、その券面額とします）は被害者1名あたり次の額（見舞品が保険契約者または被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合は、その製造・仕入原価相当額と次の額のいずれか低い額とします）を限度とします。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、 ア. 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 イ. 被害者が個人の場合 1名につき500円</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> 1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">保険金の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 60%;">                 ①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③社告宣伝活動費用             </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 10%;">                 ④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用             </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">                 費用(特約)の免責金額 (自己負担額)             </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(注) 保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。</p> </div>	保険金の額	=	①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③社告宣伝活動費用	+	④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用	-	費用(特約)の免責金額 (自己負担額)	<p><b>【(1)基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与（通常要する額を超える部分は除きます）</li> <li>●記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要した費用</li> <li>●正当な理由がなく、通常の措置に要する費用を超えて要した費用</li> <li>●法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任したことにより生じた費用（弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます）</li> <li>●被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</li> <li>●サイバー攻撃が金銭等（電子マネー、仮想通貨その他類似のものを含みます）の要求を伴う場合において、その金銭等</li> <li>●被保険者に生じた喪失利益</li> <li>●税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金 など</li> </ul>
保険金の額	=	①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③社告宣伝活動費用	+	④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用	-	費用(特約)の免責金額 (自己負担額)		

## 3 ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容

この特約はワイドプランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

補償条項	特約の主な内容	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>賠償損害拡張補償条項</b>	<p><b>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償</b>  <b>【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】</b>の事故のほか、この特約により、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中に被保険者に対して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害または疾病をいいます）、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます）                  ②サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます）</p>	<p><b>【(1)基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</b></p> <p><b>(1) サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償(固有)</b>  <b>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】</b></p>

補償条項	特約の主な内容	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>賠償損害拡張補償条項</b>	<p><b>(2) 日本国外での損害賠償請求補償</b>                  この特約により、被保険者に対して、日本国内のほか、日本国外で損害賠償請求がなされたことによる損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、IT業務特約がセットされる場合には、IT業務特約により補償される損害については、日本国外で損害賠償請求がなされたことによる損害には、保険金をお支払いできません。</p> <p><b>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</b></p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b>  <b>【基本契約の補償内容】の【お支払いの対象となる損害の範囲】</b>に同じ。                  ただし、訴訟対応費用については日本国内のほか、日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した費用についても、保険金をお支払いします。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b>  <b>【基本契約の補償内容】の【お支払いする保険金の額】</b>に同じ</p>	<p><b>【(1)基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求</li> <li>●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求</li> <li>●次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①航空機</li> <li>②自動車または原動機付自転車</li> <li>③船舶または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）</li> </ul> </li> <li>●被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償請求                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為</li> <li>②美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼすまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為</li> <li>③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。</li> <li>④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。</li> <li>⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為</li> <li>⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為</li> <li>⑦弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為</li> </ul> </li> <li>●テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます）に起因する損害賠償請求 など</li> </ul>
<b>プロテクト費用補償条項</b>	<p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、情報セキュリティ事故※1が発生したことを保険期間中に知った場合（情報セキュリティ事故の発生が確認できない場合であっても、情報セキュリティ事故を理由とする損害賠償請求が保険期間中になされたもしくはそのおそれがある場合を含みます）において、被保険者が措置※2を講じることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※1 次のいずれかの事由をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(1)で保険金の支払対象となる事由</li> <li>②【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の(2)および賠償損害拡張補償条項の(1)で保険金の支払対象となる事由</li> <li>③IT業務特約がセットされている場合に限り、IT業務特約で保険金の支払対象となる事由</li> <li>④上記②または③を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃</li> <li>⑤上記①から④までを除き、サイバー攻撃またはそのおそれ</li> </ul> <p>ただし、上記①または④の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、</p> <p>ア. 公的機関に対する文書による届出または報告等 イ. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等 ウ. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付 エ. 公的機関からの通報 オ. 上記⑤の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、</p> <p>ア. 公的機関からの通報 イ. 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告</p>	<p><b>【賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</b></p> <p><b>【2】ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】に同じ</b></p>

# 補償内容のご説明 ③

補償 条項	特約の主な内容	
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>※2 情報セキュリティ事故が発生した場合に、その対応のために記名被保険者が講じる必要かつ有益な措置をいいます。ただし、事故解決期間※3内に支出した措置に限ります（前記③の場合を除き日本国内で支出したか否かは問いません）。</p> <p>※3 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、当社がその発生の通知を書面により受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b></p> <p>(1) 情報セキュリティ事故のうち①から④までの事由が発生した場合</p> <p>①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③社告宣伝活動費用 ④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用</p> <p>上記①から⑥までは【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から⑥までに同じ</p> <p>⑦クレジット情報モニタリング費用 情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>⑧公的調査対応費用 情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用をいいます。 ア. 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます） ウ. 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 エ. 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 オ. 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>⑨情報システム等復旧費用 情報セキュリティ事故によって、情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます）が発生した場合に要した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ア. 情報システムのうち、サーバー、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を除きます）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます）および撤去費用 ウ. 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>⑩被害拡大防止費用 情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ア. ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用 イ. ネット炎上防止費用（情報セキュリティ事故に関する記名被保険者のインターネットによる風評被害の拡大防止に必要かつ有益な費用をいいます）</p> <p>⑪再発防止費用 情報セキュリティ事故の再発防止のために負担した必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用および情報システム等復旧費用は含みません。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>(2) 情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合</p> <p>⑫サイバー攻撃調査費用 サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している者を除きます）による調査にかかる費用をいいます。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> 1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、⑨、⑩および⑪、⑫はそれぞれ1事故・保険期間中1,000万円を限度（内枠）とします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③社告宣伝活動費用 ④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦クレジット情報モニタリング費用 ⑧公的調査対応費用 ⑨情報システム等復旧費用 ⑩被害拡大防止費用 ⑪再発防止費用 ⑫サイバー攻撃調査費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>費用 待約 の 免責 金額 (自己負担額)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>補償 項目 の 縮小 支払割合</p> </div> </div> <p>(注) 保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。</p>	

プロテクト費用補償条項

## 4 その他の任意でセットできる特約と補償内容

セットできる主な特約とその概要は次のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
	情報漏えい 限定補償特約	IT業務特約	情報漏えい 限定補償特約	IT業務特約
	<p>【1基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】のうち、(1) 他人の情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対してのみ、保険金をお支払いします。</p> <p>プロテクト費用補償特約がセットされる場合には、【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の「情報セキュリティ事故」のうち、②の事由による情報セキュリティ事故には、保険金をお支払いできません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b> 【1基本契約の補償内容】および【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> 【1基本契約の補償内容】および【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p><b>基本契約における免責事由の適用除外</b></p> <p>【1基本契約の補償内容】で保険金をお支払いしない次のいずれかに該当する損害について、保険期間中に被保険者※に対して、日本国内で損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム（記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害</li> <li>●記名被保険者が他人のために開発、作成または販売した情報システム、プログラムもしくは電子情報に起因する損害</li> <li>●記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムもしくは電子情報に起因する損害</li> </ul> <p>※この特約において被保険者とは、記名被保険者の業務について、販売業務または下請業務を行った場合に限り、次のいずれかに該当する者を含みます。 ①記名被保険者のすべての販売業者または下請業者 ②上記①に規定する者の役員</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p><b>【お支払いの対象となる損害の範囲】</b> 【1基本契約の補償内容】および【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】または【3ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容】の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> 【1基本契約の補償内容】および【2ベーシックプランにセットされるプロテクト費用補償特約の補償内容】または【3ワイドプランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容】の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>【1基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】に同じ</p>	<p>(【1基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)</p> <p>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、これらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が新たなもしくは改定した業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、その業務の欠陥に起因する損害賠償請求</li> <li>●業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定した業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故に起因する損害賠償請求             <ol style="list-style-type: none"> <li>①その業務のテスト期間内</li> <li>②その業務の試用期間内</li> <li>③その業務が不特定多数のユーザー向けに開発した汎用ソフトウェア・プログラムでない場合には、その業務の正式使用、正式提供または販売開始から14日以内</li> <li>④その業務が不特定多数のユーザー向けに開発した汎用ソフトウェア・プログラムの場合には、その業務の販売開始から14日以内</li> </ol> </li> <li>●業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、その業務の顧客と被保険者の間で、その業務に関する時限的な契約（請負契約、売買契約等）をいい、類似の契約を含みます）を締結しているときは、その契約が満了した後の期間またはその契約がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者の次のいずれかに該当する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます）に起因する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①完成、納入または販売を伴う業務における完成遅延、納入遅延もしくは販売遅延</li> <li>②被保険者の責めによらない事由により業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞</li> <li>③業務の送付・納入を伴う場合の誤送付・誤納入</li> </ol> </li> <li>●被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞を避けることを目的として行った不完全履行（履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に起因する損害賠償請求</li> <li>●被保険者が支出したと否とを問わず、業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用に起因する損害賠償請求</li> <li>●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>